

新聞通信調査会報

毎月一回一日発行
昭和40年2月20日
第三種郵便物認可

5 - 2008

サミットで問われる日本の指導力

「温暖化」「世界経済」が主要テーマに

中村恒夫

(時事通信社編集局総務兼解説委員)



北海道洞爺湖サミット（主要国首脳会議）の首脳会合は七月七日、七夕の日から開かれる。しかし、三カ月前の四月第一週には主要八カ国（G8）の開発相会合が開かれた。閣僚会議の後、事態が変わってしまった構わないのかと思うが、数多くの閣僚会議を踏まえて、最終的に首脳会議で議長総括の形でまとめるというのが最近のサミットのシステムになっている。

経済サミットの様相も

こうした国際会議を頻繁に開くことについては疑問を持っている。会議のための会議になってしまっているのではないか。アジア太平洋経済協力会議（APEC）とか世界貿易機関（WTO）の会合、東アジア・サミットなど、似たような会議

がたくさんある。その都度担当閣僚が行くが、重複したテーマを別々の人が議論して何の意味があるのかと思う。

今回の洞爺湖サミットは、「気候問題以外はどうでもいい」というのが当初の見通しだった。ところが、このところの世界経済の変調で様子が変わってきた。いわゆるサブプライムローンの問題で久しぶりに本格的な経済サミットになるのではないかという指摘もある。最大の経済大国である米国の消費が鈍いということは他国にも当然、影響がある。経済を立て直す議論を首脳同士が行う好機になるのではないかと思う。

米国経済が駄目であっても新興国が成長するから大丈夫だという「デカップリング論」を主張す

る人もいるが、これはおかしい。最終的に最も購買力を担っているのは米国、他国で補えるという主張には私は同意できない。

三月には米国証券会社大手ベアー・スターンズが事実上破綻し、JPモルガン・チェースが買収した。その買収資金として、米連邦準備制度理事会（FRB）がニューヨーク連銀を通じて三百億ドルを融資する決定を下すという異常事態になった。FRBは本来、銀行のための銀行であり、証券会社救済のために巨額の資金を出したという事実は非常に重い。

このサブプライムローンに伴う損失額が正確にどのくらいになるか、誰にも分からない。初めは数兆円といわれていたのが、四十兆円といわれ、先日、ゴールドマン・サックスがまとめた試算によると百二十兆円。そんな巨額な損失を金融機関だけで抱えることに耐えられるものなのか。米国は公定歩合や政策金利を下けているが、状況は厳しい。

先進国の中で米国が景気後退期に入り、日本も拡大から縮小に向かうような局面になっているかもしれない。これまで世界全体が成長を謳歌していた時代が変わることを踏まえて、日本はサミット議長国として活躍しなければいけない。

金融安定へ米国に注文を

四月中旬にワシントンで開かれるG7。その後、六月の中ごろに大阪でG8財務相会合がある。G7は中央銀行の総裁が入っていてロシアが

入っていない。財務相会合はロシアが入っている中央銀行総裁が入っていないが、話していることは基本的に同じ。問題は議長国日本がどのぐらいリーダーシップを発揮できるか、である。

かつて日本の経済がバブル崩壊で不調だったときに、欧米から、「しっかりしろ」と責められた。公的資金を投入しても早くうみを出せと言われた。米国では一九八〇年代に、経営難に直面した貯蓄貸付組合(S&L)を公的資金で救済したという経験があり、それを踏まえたものだった。

ところが、ブッシュ政権は基本的に公的資金を使いたくないと主張している。共和党の次期大統領候補であるマケイン氏も公的資金の投入に慎重だ。

一方、民主党のヒラリー・クリントン氏は住宅の差し押さえを食い止めることを主眼に、公的資金を使うべきだと言っている。オバマ氏はこの件について、あまり触れていなかったが、民主党としては使うべきだとしており、米国内で意見が二分されている。

米国経済が悪化したら、日本だけでなく、世界経済全体が大きな影響を受けるのは確実。ここは日本が米国に言うべきことを言い、安定化に向けた枠組みを日本の主導でつくっていくことが大事だと思う。

東南アジアの通貨危機のときには、先進国が東南アジアに手を差し伸べて乗り越えてきた。同じことをやらなければいけない。特定の銀行に対し

て中東とか新興国の政府系ファンドが出資する形で救っている部分もあるが、そこに任せていいのかどうか、もっと政府自体がやるべきではないのか。

米国には、モラルハザード(倫理の欠如)になつてはいけないという議論がある。借金をしたのは本人であり、なぜ他人の税金を使うのか、という議論だ。日本でも金融危機に際して同じ議論があった。銀行経営に問題があるのは彼らのせいだ、なぜ税金を使うんだということで当時批判されたのは、まだ記憶に新しい。

同じ議論が今、米国で交わされている。最終的に世界経済が大きな痛みを受けないようにするにはどうすべきかを、日本としてぜひ強い立場で財務相レベルで話し、なおかつ首脳で議論してもらいたいと思う。

二月のG7でも議長国である日本の手際は芳しくなかったと聞いている。G7の場合は中央銀行も入っており、政治的意思だけでは進められないことがあるかもしれないが、サミットは基本的に政治の話で、そういう議論が深まることを望んでいる。

評価されない日本の取り組み

さて、気候変動の問題だが、昨年のハイリゲンダム・サミットでは、当時の安倍晋三首相が「クールアース構想」を発表して、二〇五〇年までに温室効果ガスの排出量を半分にするということを提唱。サミットの議長総括では半減することを

「真剣に検討する」ことで合意した。あくまで「検討する」であって、「する」とは言っていない。洞爺湖サミットでは「検討する」ではなくて「半減させる」「半減する」まで踏み込めるかどうか、これが最大のポイントである。そういう言葉が議長総括に盛り込めれば洞爺湖サミットは所期の目的を達成したといっていると思う。

ではそうなるかといえば、これも難しい状況になっている。昨年十二月に、バリ島でコップ13(気候変動枠組み条約の第十三回締約国会議)があった。ここでは京都議定書の期限が二〇一二年までなので、「一三年以降どうするかについて議論する作業部会をつくる」「作業部会の議論は〇九年までに終わるようにする」という行程表(ロードマップ)を作ることだけを合意し、具体的な数値目標には一切入らなかった。

欧州連合(EU)諸国は目標設定を強く要求したが、米国が抵抗し、日本も数値設定については米国と同じ側に回った。排出国としても力を増している中国、インドも数値を入れることには大反対で、ロードマップしかできなかった。日本は気候変動に取り組み非政府組織(NGO)から「化石賞」を与えられた。「温室効果ガスの削減に最も熱心ではない国」というありがたくない賞で、日本政府は面目を失った。

一月末に、福田康夫首相がダボス会議に出て、安倍前首相の提案をどう進めるかについて提唱した。「ポスト京都のフレームワーク」「国際環境協

北海道洞爺湖サミットの主要テーマ

【環境・気候変動】

▼地球環境問題でイニシアチブを発揮、特に2013年以降の次期枠組みに関する国連での議論を後押し

【開発・アフリカ】

▼2015年までのミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けたメッセージを出す

▼第4回アフリカ開発会議の成果をサミットにつなぐ

【世界経済】

▼世界経済の持続的成長、投資、貿易、知的財産権保護などを含む世界経済にかかわる諸問題につき議論

【核不拡散をはじめとする政治問題】

▼不拡散体制の強化に向けて強いメッセージを出す

▼テロ、地域情勢について取り組む

力」「イノベーション」の三つを柱とする推進構
想で構成されているが、環境協力というのは簡単
に言えば「資金を拠出する」「百億^{ドル}規模で途上
国を支援する」という話。イノベーションは「技
術で排出を減らす」こと。両方とも大事だが、問

洞爺湖サミットまでの会合

G 20対話	3月14日～16日	千葉市
開発相会合	4月5日～6日	東京都
労働相会合	5月11日～13日	新潟市
環境相会合	5月24日～26日	神戸市
第4回アフリカ開発会議 (TICAD IV)	5月28日～30日	横浜市
エネルギー相会合	6月7日～8日	青森市
司法・内務相会合	6月11日～13日	東京都
財務相会合	6月13日～14日	大阪市
科学技術相会合	6月15日	沖縄県名護市
外相会合	6月26日～27日	京都市
洞爺湖サミット	7月7日～9日	北海道

題はポスト京都のフレームワークで、どうやって
国別に総量の削減目標を掲げて取り組むかだ。
日本政府は二〇五〇年までに世界全体で排出量
を半減させるため、「セクター別」という言い方
をしている。要は産業別、排出する主体別に目標
を積み上げ、それを国全体の目標にする方式だ。
これを議題にして三月に、主要国閣僚会合（G
20）に臨んだが、各国から評価されなかった。記
者会見では「日本の提案は非常に意義深かった」

とどこの国も言うが、内実は評価しなかった。
議長国はもう少し、しっかりとしてもらいたい、
たたき台として激しい内容の案を出してほしい、
というのがEUの考え。逆に中国やインドから
は、「セクター別とは何だ」「自分たちはそんな話
に乗らない」と反発を買った。事前の調整がうま
くいかなかったのかもしれないが、サミットの間
まで日本はどうしようとしているのかも見えてこ
ない。

国内でも主導権争い

外務省幹部によると、先ほど言
った三点に加えて、日本のリーダ
ーシップ発揮と京都議定書で確約
した削減の達成をしない限り、ポ
スト京都の話は進まないだろうと
いうことだった。日本は二〇一二
年までに一九九〇年対比の温室効
果ガスを6%削減することを京都
議定書で約束している。しかし、
〇六年度の速報ベースでは逆に
6・4%増えている。これから大
幅に減らさなければ目標を達成で
きない。

そんなことが果たしてできるの
か。逆に、6%削減ができれば、
ば、温暖化問題で主導権を握って
数値目標を立てることもできない
という悪循環に陥る可能性がある

る。

日本の内情を言うと、どこが主導権を握っているか分からないところがある。去年の暮れに、首相官邸が前の地球環境問題担当大使を地球温暖化対策担当参与という形で任命した。それから二週間ぐらいすると、前経団連会長の奥田碩さんが内閣特別顧問として温暖化対策を担当することになった。明けて今年の二月、元資源エネルギー庁長官がまた気候問題の参与として加わった。これでは誰がヘッドか分からない。

今回の洞爺湖サミットでは気候変動問題だけ参加する国がある。三日間のうち中国が参加するのは最終日になると思う。G8と彼らを交えて気候変動問題を話し合い、その日の午後に議長総括が発表される予定だが、中国、インド、ブラジルも同意したというのを踏まえて「半減」と盛り込めるのかどうか、非常に重要なところになる。

首脳は会社の社長と同じだから、約束したことを実行しないのでは本人にとっても部下にとっても居心地が良くない。トップが「いい」と言ったことは閣僚、官僚といえども従わなければいけない。彼らが参加した会議の議論を踏まえて、議長が「二〇五〇年までに温室効果ガスの排出量を半減する」ということを言うことができれば大成功といえる。

利害絡む排出権取引

もう一つは排出権取引の問題。これを議長総括に盛り込めるかどうか。「排出権取引」という具

体的な表現は使わないと思う。考えられるのは、「低炭素社会の実現に向けて市場メカニズムを活用する」というような表現が出れば事実上、排出権取引の話になる。日本は排出権取引に対して非常に慎重だ。大量の排出をしている業界に影響が及ぶと思われるからだ。

日本の二酸化炭素換算の温室効果ガスの排出の半分は産業、特に電力と鉄鋼が占めている。規制がそこに加わったら経営が成り立たなくなる、というのが鉄鋼メーカーの主張だ。

日本経団連の御手洗富士夫会長は排出権取引について否定的だったが、やや容認の姿勢に変わった。奥田さんが官邸主導の地球温暖化問題懇談会の座長になったことに配慮したためであるといわれているが、経団連として排出権取引に真剣に取り組む気があるのか分からない。

鉄鋼メーカーの体力が弱ったら、世界最大手のミタルのような企業に買収されてしまうのではないかという懸念もある。このため、排出権取引の具体化まで議論を進めていいのかどうかということを、業界側や監督官庁である経済産業省は心配している。

危ぶまれるリーダーシップ

しかも、先ほど言ったように、どこが主導権を握っているのか分からない。その上、福田首相は今それどころではない。毎日のように、日銀総裁と道路財源の話ばかりだ。

温暖化問題ではそれぞれの国にエゴがある。中

国やインドにしてみれば、われわれはこれまでガスを大量に排出していない。長い歴史を見ればまだまだできると主張し、「先進国がこれまでひどい地球にしておきながら何だ」「これからの成長を満たすためには当然ある程度の排出はやむを得ない」と彼らは言う。

そういうエゴを抑え切るには、少なくとも自国でリーダーシップを発揮できていなくてはならないのに、「議長をしている福田さんという人はいつまで首相なのか」という目で他国から見られたら具合が悪い。これから何年も首相をやる人が議長なら、「なるほど」とみんな耳を傾ける。「今の人と約束しても暮れには違っているかもしれない」と思えば、誰も言うことを聞かない。相手のエゴを押しつけるようなときに、その辺が問われるのではないか。

開発問題は非常に難しい。二〇〇〇年の国連総会でミレニアムの開発目標を作り、そこでは貧困と飢餓の撲滅、初等教育の普及、女性の地位向上、乳幼児の死亡率引き下げ、エイズまん延の防止といったことが八つばかり目標に掲げられている。〇八年がその中間年に当たる。特に水と衛生、教育が主要テーマになっている。横浜のTICAD（アフリカ開発会議）はある意味、洞爺湖サミットよりも注目されている会議かもしれない。

「新興援助国」と日本の役割

開発問題で関心を持っている話題に新興援助国

の問題がある。新興援助国というのは、これまで被援助国だったのが援助する側に回った国のことで、端的にいえば中国である。中国は今、資源が豊富なアフリカに行つてどんどん買っている。

政府開発援助(ODA)の在り方をめぐっては、かつて日本国内でも批判があったが、相手国の政府関係者に資金が渡るとどこにどう行くか分からない。乱開発につながるかもしれない恐れがある。ODAであつてもきちんと監督しなければいけないというのが先進国の共通認識であるが、中国はそういう考えにはとられない。

来日したEU高官に話を聞いたら、それは事実であつて、中国はフリーライダー(ただ乗り)だという批判もあるという。中国が資源不足なのは分かるが、金に物を言わせて買うのはどんなものか、とこの高官は言っていた。その上で「サミットの議長国は日本。日本が中国を説得して国際的な枠組みに沿った形で援助するようにさせないといけない」と、真つ当なことを言われた。気候変動問題でサミットに中国も来るが、その場で言うても応じないだろう。

ゴールデンウィーク明けには胡锦涛主席が来日する。首脳会談でどういう議論ができるかが、開発問題で中国を含めた成功につながる一つのポイントになる。中国が嫌がる環境問題とかチベットの問題にまで踏み込めるのかどうか難しいところだが、言うべきことは言うべきだ。少なくとも秩序立った援助をするとか、開発は環境破壊につな

がらないようにする。そういうことはG8だけではなく、他国にも合意させるとかいったことを話すことが重要だと思う。

不拡散をはじめとする政治問題では、核関連でイランと北朝鮮についてどう言及するかだが、国連の議論を含めた話以上のものにはならないと思う。サミットの参加国で北朝鮮の問題に深い関心があるのは米国と日本だけであつて、他の国はあまり関心がない。

それからアフガニスタン、パキスタンや、ダルフールの問題のほか、直近の話題としてはチベット問題がサミットの議題に乗るのかどうか。まず外相会合の中では出ると思うが、中国は自国が参加しない会議でもこの話をされるのを嫌っている。仮に人権に絡む問題に位置付けると、サミットでどこまでできるか、米国も自分に跳ね返る可能性がある。テロリストかどうか分からない外国人を、グアンタナモ米軍基地で厳しく取り調べているとNGOから批判されているにもかかわらず、明快な説明、回答をしていない。

注目される新顔たち

参加国メンバーの中で注目されるのは何といってもロシアのメドベージェフ氏。五月七日が大統領就任式だから、七月には大統領として来日する。メドベージェフ氏の評価についてはロシア国内でも意見が二つに分かれているそうで、プーチン二世だという人、いや、大統領になれば独自色を出すという人の二つに分かれる。国際会議での

デビューに近いものになるから、そこでの彼の発言、行動についてはメディア側から見ても興味深い。

イタリアも首相が交代する。新首相によってはイタリアも注目すべきかもしれない。もう一人の初登場は英国のブラウン首相。財務相としては同国で最長期間を記録している。

福田首相も初登場で、注目されていると思う。一九七九年、最初の東京サミットは大平正芳さんが首相で議長を務めた。福田康夫首相の父君である福田赳夫さんは東京サミットの議長をとってもやりたかったと伝えられている。福田首相周辺には、父親ができなかったサミット議長を務めさせてあげたいということが心情的にあると思う。しかし、国内政治は混乱した状況にある。昨年九月末に安倍さんが退任した時から半年たつて、さらに混乱している。自分の庭もきれいにできない人が果たして議長として采配を振れるのか、議長の席にいいのかどうかということも含めて注目しなければいけない。

番外はサルコジ大統領。サルコジ氏自身は去年から参加しているが、彼に起きた変化は再婚。スーパーモデルのカラ・ブルーニールさんと結婚した。彼女がサミットに来れば「フォト大賞」は確実。福田さんの奥さんも背が高いし、二人が並べば絵になるだろう。

(本稿は三月二十八日、同盟クラブで行われた講演会の一部を要約した)

広がる英TV界のオンデマンド市場 BBC iプレイヤーが主導役に

小林 恭子
(在英ジャーナリスト)

視聴者が自分の好きな時に、好きなプラットフォーム(テレビ受像機、パソコン、携帯電話など)で見たいテレビ番組を見られる「オンデマンドサービス」が英国で人気だ。過去に放送された番組をパソコン上でストリーミング放送で視聴したり、ダウンロードして一定期間、保存できたりする。公共放送チャンネル4が二〇〇六年十二月から、「4oD」と名付けた一部有料のサービスを試験的に開始し、注目を浴びた。民放最大手ITVも昨年夏から同様のサービスを開始している。

国内公共放送最大手BBC(英国放送協会)は昨年七月末に試験版でサービスを開始し、十二月には本格的に市場参入した。これでテレビ番組のオンデマンドサービスが一挙に拡大したが、番組ダウンロードはサーバー側に大容量の情報処理能力が必要となり、インターネットプロバイダーにとっては悩みの種となった。回線やサーバーへの投資資金を負担するのは放送業者側かあるいはプロバイダー側かをめぐり、対立が続いている。

英テレビ界のオンデマンドサービスを検証する。

放送業者がプロバイダーに

アイプレイヤーのサービス内容の詳細に入る前

にまず、オンデマンドサービスが出てくる背景となったメディア環境の大きな変化に注目したい。

他の多くの先進国にも見られる傾向だが、英国では家族が一堂に集まり、同じテレビ番組を共に視聴する生活習慣が廃れつつある。家族それぞれの生活形態が異なるという社会的変化のみが原因ではなく、メディア環境の変化とそれに伴う意識の変化も大きな要素だ。多チャンネル放送や高速ブロードバンドのネット接続が当たり前になり、テレビ番組は放送業者側が決めた放送時間に、テレビ受像機の前に座って視聴するもの、という大前提が崩れた。テレビ受像機とテレビ局は一体不可分と思われてきたが、実はそうではなかった。また、番組をネット配信するなら、これは従来考えられてきた「放送」とはやや違う行為にもなるだろう。「テレビ界」「放送業」などの言葉の意味合いが変わっている。

BBCが描く「未来のテレビ」像をニュースサイトや年次報告書などから追ってゆくと、放送業者はつまるところ、「コンテンツ(放送内容)プロバイダー」となるようだ。発行部数の下落に悩む英新聞業界も同類になる。新聞各紙はウェブサ

イトに文字情報のみならず動画を多く使っており、翌日付の新聞で印刷する前にネットに先に記事を出す「ウェブファースト」も珍しくなくなった。新聞業界も以前のように紙媒体に印刷する、あるいは単に印刷されていた文字情報をネットに掲載というだけでは十分ではなく、コンテンツプロバイダーとして、さまざまなプラットフォームに情報を出すことを要求されている。

コンテンツプロバイダーとしての放送業者、新聞業界の目下のライバルは、もともと検索エンジンだがニュースや動画配信にも力を入れるグーグルやヤフー、無料動画投稿サイト「ユーチューブ」、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)のサイト「マイスペース」や「フェイスブック」など幅広い。世界的に圧倒的なブランド力を持つ米国のテレビ局、新聞社、映画会社などもコンテンツプロバイダーとしてはライバル同士、あるいは提携相手となる。放送、新聞、ネット専業、映画など、さまざまなメディアがデジタルコンテンツプロバイダーとして、互いに競合し、買収、あるいは連携することで、収入拡大や認知度向上に努める構図が見えてくる。業界を隔ててきた壁は限りなく低くなっている。

視聴者を追いかける

英放送業者がオンデマンドサービスに力を入れる主因は、これは新聞業界が自社ウェブサイトの実力を入れるのと同じ理由なのだが、視聴者の既存メディア離れた。多チャンネル化で各チャ

ンネルの平均視聴率が相対的に下がる傾向が続いているが、それと同時に、忙しい生活の中で決まった時間にテレビの前に腰を落ち着けることができない、ニュースはネットで見て事足りてしまふ、SNSサイトで友人同士とコミュニケーションを図ることを好むなど、人々はテレビ視聴（あるいは新聞を読む）以外の活動に関心を見いだしている。

視聴者のテレビに対する視線も変わった。放送局が決めた、特定の時間にある番組を見るのではなく、「自分の都合で番組を見たい人があり、こうした層を捕まえるために」（『ガーディアン』紙のデジタルメディア担当エミリー・ベル氏）、放送業者はネットに出て行かざるを得なくなった。

視聴者と共に広告主もネットに移動しつつある。ネット広告の業界団体「インターネット広告局」の調べによると〇七年のオンライン広告の売上高は二十八億^{ポンド}（約五千六百三十億円）で、前年比38%増だ。予測では〇九年末にはネットがテレビ広告を追い越す。視聴者層の開拓、広告収入の増大がオンデマンド参入の放送業社の狙いだ。

けん引役のBBC iプレイヤー

英国ではアナログ放送が一二年にすべて終了となる。完全デジタル化時代で主導権を握り続けることを狙うBBCは、〇七年七月末から、オンデマンドサービス「i（アイ）プレイヤー」の試験提供を開始した。過去七日以内に放送されたBBCの番組を無料で再視聴でき、パソコンにダウン

ロードすれば最長で三十日間保存できる。ストリーミング、ダウンロードともに期間内は繰り返し視聴できる。無料サービスの対象は英国内のテレビライセンス料支払者だ。既にチャンネル4は〇六年末から同様のサービス（一部有料）を開始し、好評となっていた。ITVは当初十一月から参入を計画していたが、予定を繰り上げ、BBCのアイプレイヤー開始とほぼ同時期にオンデマンドを開始している。

この三局のサービス開始以前にも、視聴者はテレビ番組のオンデマンドサービスを楽しんできた。これは衛星放送BSKYBが提供する「エニタイム」というサービス、あるいはバージン・メディアをはじめとするネット接続専門業者の有料サービスに加入すると、映画やスポーツに加えて過去の番組を放映するチャンネルがあったからだ。すべての番組が含まれていたわけではないが、リモコンの簡単な操作で過去数日の作品を視聴でき、三局の参入以前に、視聴者はそうしたサービスになじんでいた。

BBCアイプレイヤーのサービス開始は、「過去の番組（ただし映画は基本的に別）を再視聴できる」という意味でのオンデマンドサービス市場の再編を促した。開始直前、ITVが急きょ同様のサービス開始時期を早めたことは前述したが、開始直後には、他局は新手サービスを迫られた。チャンネル4はすべての番組を当初の放映時から一時間ずらして放映するチャンネルをデジタル放

送の枠内で作った。「プラス・ワン」と呼ばれるこのサービスは現在、他のテレビ局やチャンネルも模倣し、一つのジャンルとして定着している。

大きな期待が掛けられたアイプレイヤー試験版だったが、当初の評判は芳しくなかった。サービスを利用するためのソフトのダウンロードがうまくいかない、番組のダウンロードに時間がかかり過ぎる、など視聴者から不満が出た。

十一月末、BBC、ITV、チャンネル4は、ネットを通じたオンデマンドでの番組配信で翌年から共同事業を始めると発表した。今年半ばまでに始まる予定の合併事業は「プロジェクト・カンガルー」（仮称）と呼ばれる。約一万時間の番組を共同サイトから配信する。その少し前には、日本で、『朝日新聞』『読売新聞』『日経新聞』が共同のウェブサイトを立ち上げ、新聞配達でも連携する「ANY」構想が発表されていた。日英ともに、既存メディアがヤフー、グーグル、ユーチューブなどの新興ネットメディアに共同で闘おうとしているように、私には見えた。

アイプレイヤー大人気への反発

BBCアイプレイヤーは昨年十二月中旬、クリスマス休暇時期の需要増大を見込んで本格的サービス開始後、当初の予想を超える速度で利用者が増えた。現在でも月を追うたびに利用は増えており、今年三月、ストリーム放送で視聴あるいはダウンロードした番組数は千七百二十万となり、前月比25%増の伸びとなった。年末以降では四千二

百万の番組が再視聴対象となった。この間、ITV、チャンネル4もそれぞれオンデマンドの利用者を増やし、相乗効果が出た。

スクリーン・ダイジェスト社は、オンデマンド利用のあつた番組数は昨年八億に上つたが、今年は約二倍の十五億に達すると予測する。一二年には二十八億にまで拡大する見込みだ。ネット上で動画を視聴する「ウェブテレビ」サイトの中で、無料視聴市場の最大手はBBC(38%)で、今後の市場拡大の「けん引役はBBC」だという。

しかし、視聴者からの毎年約三十億ポンドのテレビライセンス料の収入を独占し、これを原資金として、すべての番組を国内視聴者に無料で提供するBBCアイブレイヤーに対し、民業圧迫という声も上がっている。BBCのウェブサイトの固定ユーザーは千五百万人といわれ、ITVのウェブサイトは自称六百万人。それぞれのウェブサイトを經由してオンデマンドサービスを提供している両社は、スタート時点から勝負が決まっているようなものだった。

「無料」はBBC自身にとつても悩みとなる。今年四月から適用されているテレビライセンス料の値上がり率(政府が認定)が当初予想より低く、制作本数や人員の一割削減を余儀なくされた。アイブレイヤーは「ライセンス料支払者へのサービス」という面もあることから、視聴料を課金するわけにもいかない。

収益を上げる一つの方法が、BBCの商業部門

BBCワールドワイドを使い、世界的にユーザーを持つネットサイトなどに番組配信、広告収入を得ることだった。昨年三月、動画投稿サイト「ユーチューブ」と配信契約を交わし、今年一月には「マイスペース」とも同様の契約を交わした。有料配信サイト「アイ・チューンズ」を使い、番組の一つのエピソードを一・八九ポンドで販売もしている。

プロバイダーとの衝突

アイブレイヤーの本格的始動による、英テレビオンデマンド市場の開花と拡大は、ネットプロバイダー側に大きな不満をもたらすことになった。

大手プロバイダーは契約者の毎月の利用容量を「無制限」としているが、一部のプロバイダーは一ギ(二千兆バイト)程度としていることが多い。アイブレイヤーの番組ダウンロードには平均では三百ギが必要となり、月に三度ダウンロードすればほはいっぱいになってしまふ。「テレグラフ」紙の調査によると、「無制限」としているプロバイダーも、ダウンロードを頻繁に行う契約者に対し、「警告を発する」「超過料金の支払いを考慮する」「接続スピードを遅らせる」といった対応を考えていることが分かった。

プロバイダー側はアイブレイヤーの参入で、「ネットのアクセスが66%増加した」(『タイムズ』紙、三月六日付)と主張しているが、BBC側は「3%から5%増」と反論している。

BBCは複数のプロバイダーと協議を続けているが、四月中旬時点、話し合いは平行線をたどっ

ている。通信規制団体オフコムの試算によると、アイブレイヤーなどの人気でテレビ番組のダウンロードが増え、これを賄うためにプロバイダー側は八億三千万ポンドの投資が必要。プロバイダーのテイスカリ社は、BBC側に費用負担を求め、それができないなら「BBC税を利用者から取るしかない」(BBC番組、四月九日)と述べた。

インフラ整備の悩みは英国だけのものではなく、米国でも、「ネットのアクセスは年間で前年比50%以上伸びたが、処理能力は40%しか伸びていない」という指摘(ブロードバンド推進のための米ロビー団体、インターネット・イノベーション・アライアンス)がある。公共投資としてのブロードバンドのインフラ整備が一つの解決策だが、これには時間がかかるという見方が大勢で、決め手がないのが現状だ。

BBCは四月、世界的に人気の任天堂の家庭ゲーム機Wiiからもアイブレイヤーを試験的に利用できるようになった、と発表した。英国内のライセンス料支払者が対象で、本格利用は今年後半になる。番組配信の場がこれでまた一歩、大きく広がった。

しかし、無料配信サービスとしてのアイブレイヤーが、今後どれほどBBCに財政的にも貢献できるのか。またアクセス増大の中心的存在となつた手前、コスト負担からいつまでも逃れ続けることはできるのか? 特に後者は大きな問題に発展しそうだ。

海外情報

国名と同じ新聞の可否で裁判

争いは憲法裁判まで拡大— 奥

今オーストリアで、国名と同じタイトルを付けた新聞の可否をめぐる裁判が続いている。

裁判の対象になったのは二〇〇六年九月にウィーンで創刊された『エスターライヒ』（オーストリアのドイツ語名）で、これまで日刊フリーペーパー『ホイテ』の経営幹部などを務めたハンス・ベックが「エスターライヒはわれわれの国の名称であって、新聞の名前ではない」と主張し、タイトルの取り消しを求めて裁判を起こした。

しかし、第一審で訴えが却下されたため、ベックはこの種の問題を扱う最終機関の特許・商標判事会に控訴した。判決は今年の一月上旬に下され、第一審と同様、ベックの訴えは却下された。オーストリアでは通常、第二審以後の裁判は第一審の判決に従うものと考えられているが、ベックはこの控訴は肯定的に判断されると、「岩のように固く」信じていたという。ベックがそう信じたのは、もし裁判所が自分の要求を退けるなら、「エスターライヒ」という言葉が深刻な危険にさらされることになる、との考えからであった。「もし『エスターライヒ』の紙名がこのまま存続するなら、この言葉がどんな物品やサービスに

も使われるようになる。ファストフードチェーン、頭痛薬、トイレットペーパーにも『エスターライヒ』の名前が付けられる恐るべき光景が出現するだろう」とベックは言う。

だが控訴の結果も、ベックの要求は入れられなかった。ベックはこのタイトル論争に対する裁判所の判決は「非合理」で法律上の有効性はない、との声明を出した。しかし、『エスターライヒ』の発行責任者ウォルフガング・フェルナーはベックの声明を突き返し、フェルナー側の弁護士ゲオルク・ツァンガーも「判決は法律上有効で、争いの余地はない」と述べ、「訴訟は明確に法律上の有効性をもって終結した」と言明した。

だがベックはさらに、憲法裁判所に訴えるつもりだとの意思を表明した。これに対しツァンガー弁護士は「憲法裁判所はこの種の問題を管轄していない」と指摘し、フェルナーも「明らかに最終判定が下されている」と強調した。

今年二月に入ってベックは、この問題で法の下の平等と公平な裁判に対する権利、および法的正義に対する要求を侵害されたと主張し、判決に対する苦情を憲法裁判所に申し立てた。

憲法裁判所のスポークスマン、ノイビルト判事によると、この問題では予審手続きを採用して、『エスターライヒ』側と商標問題判事会にも見解の表明を求めることになるという。憲法裁判の判決はほぼ九カ月かかるため、最終決着は秋以降ということになる。

『エスターライヒ』は情報グラフ雑誌『ニュース』などを発行するオーストリア最大の雑誌出版グループ「ニュース・グルッペ」を率いるウォルフガング・フェルナーの手によるもので、〇六年三月からの派手な予告の後、九月十八日になって創刊にこぎつけた。創刊時の発表によれば、平日は二十五万から三十万部、日曜は六十万部の発行予定であった。現在是有料紙のほか無料紙も発行し、合計印刷部数で三十五万部弱、オーストリアで第三位の新聞になる。

『エスターライヒ』の紙名はアメリカ最大の新聞『USAトゥデー』からインスピレーションを得たという。フェルナーは紙名について「勇気ある選択」だと述べ、この紙名に「オーストリア人意識」を込めたと語った。フルカラーの紙面で、上質紙に豪華な広告を載せる雑誌風のセクションを数十ページも設け、「日刊報道雑誌」と呼べるような新聞になるだろうとも述べた。

創刊以後は、公表部数に無料配布分も含めた算出の適否問題や、オーストリア新聞協会の公益より私益を優先させ、協会を機能不全に陥れるとして協会から加盟を拒否されるなどの問題で注目を集めた後、このたびの紙名問題が起こった。

日本では、明治二十二年に陸羯南が党派にくみしない独立新聞『日本』を創刊したことがある。今日もし『日本』と名乗る新聞が登場したら、どのような議論が起こるのであるか。

（広瀬 英彦）東洋大学名誉教授

カメラで追った戦時下の南方

歴史の瞬間に立ち会った3年余

— 通信社の先輩が語る「私の体験記」⑭ —

小路 春美

(同盟・共同通信社OB)

昭和十五年十二月一日付で、同盟通信の南支総局へ転動した。私は大阪から、本社の四人と台北で合流、三日目に広東を流れる珠江に入る。兩岸は緑一色で、これでも十一月かと南に来たことを実感した。南支総局は、横田實総局長、市川太郎編集部長、荒川穆写真部長のスタッフだった。

南支の主な取材は、「援蒋物資阻止作戦」従軍報道だった。年明けの初仕事は、デルタ地帯を警備する海軍の取材だった。稗田記者、安藤(日映)、新聞三社と珠江を下り、小型の警備艦に乗り、緑のデルタ地帯をぐるぐる回るが、取材対象物が無いので、今で言う「やらせ」で渡河訓練をしてみらい、撮影して何とか絵になった。初めての従軍取材で夢中だった。

仏印進駐、『朝日』に抜かれる

このほかの従軍取材は、香港近くの潮州、海豊、福州など。南部仏印進駐の情報があり、記者、カメラの増員で本社から川井広彦カメラマンが着任。現地で新人カメラマンも進駐に備えた。十六年六月、部隊は動いた。同盟は記者、カメ

ラ、オベ、連絡員数人のセットで二班編成、本社から大屋久寿雄特派員が参加した。部隊と共に御用船に乗り海南島南部の三亜に集結、日、仏の会谈結果を待つ。ヤシの木を初めて見る。光る葉先が印象的だった。会談はまとまり、船団はサイゴンに向かって出港。この従軍取材も宣伝班の指揮通りに動いているので、原稿については深く考えていなかった。抜け穴があった。

『朝日』はサイゴンの主力部隊以外に、支隊がサイゴン東部のニャトランに上陸したことを知り、これが特ダネになった。進駐後はカンボジア王家の式典などあったが、落ち着くと記者、カメラマンは元の勤務先に帰った。が、大屋、高田秀二、前田雄二記者、小路(カメラ)、葛原(オベ)はそのままサイゴンに残ることになった。

タイ・カンボジア調停では抜く

カンボジア王家の式典、駐屯部隊巡り等の取材は次々とあったが、大きなものが一つあった。そのころ、タイとカンボジアが絶えず紛争を起していたので、日本が調停することになった。大使

一行の後を大屋、前田記者、小路(カメラ)、矢住(日映)が追いかけた。

三日目だったか、国境で矢野大使が測量機をのぞく。ヤマ場の仕事だ。三社も来ているので一生懸命だ。ブノンペンのホテルで報道陣も交えて晩さん会が行われた。矢住さんから「前田さん、今夜持ってきた車を出してもらえませんか。今日のフィルムを持ってサイゴンへ帰りたい」。私も「車が出るなら僕も一緒に帰りたい」と言って何とか出してもらった。隣の席が『毎日』で、これを聞いて「前田さん、うちのも持って帰ってほしい」と頭を下げる(当時は三社にも配信していた)。「帰るのは僕だ。持って帰るが、後の手配はそちらでやってくれ」と受け取り、夜道をサイゴンへ向かって飛ばした。

深夜に到着、一応『毎日』に電話したが、誰も出てこない。眠いのを我慢して暗室に飛び込み、電送用に三枚作り、どこに着いても分かるように、同盟あてに荷造りをして飛行便の情報なしで空港へ走る。進駐した時の『朝日』のスクープが頭をよぎる。夜明けの空港を見渡すと、天の助けか、海軍の双発機が一機あり、下士官が窓をふいている。頭を下げて聞くと、当時の大本営参謀の辻大佐が乗って帰ると。「これは日本がかかわるニュースなので、東京でも台北でもよいから」と送稿を頼んだ。原稿を渡して待つと辻参謀が来た。飛行機が飛び立つのを見送って支局へ帰る。『毎日』へ電話、やっと取りに来了。後日『週報』



昭和17年8月 ラングーン支社、左端筆者

を見ると、「調停ニュース…これは我が社だけのもので…」と出ていたのを記憶している。

戦闘機隊も進駐、空港も拡張工事を始めていて慌ただしい空気になってきた。マレー担当宣伝班も長として少佐が着任。市内に出て予備用の小型カメラを探す。旧式のライカを見つけ、従軍取材に備える。本社、総局から記者、カメラ、オペ、連絡員が増員され支局も大変だ。宣伝班からマレー

ー作戦従軍登録の指示が来る。同盟は篠原記者をキャップに記者三、カメラ三、オペ三、連絡員五、日映二、トラック一の陣容で、山下中将の第25軍に従軍が決まった。

カメラは知久、小路、橋本の三人だった。十二月三日、御用船に乗りサイゴン東寄りのカムラン湾に集結、海南島三垂からの主力部隊を待つ。毎日鉄舟乗船の訓練が続く。

十二月八日、タイ国境のマレー領コタバルに先遣部隊が上陸した。タイ領シンゴラは楽に上陸できた。前線から離れているせいか砲声は聞えなかった。が、シンゴラからマレー領アロールスターに通じるジトララインまで来たら死屍累々。異臭が鼻につき、激戦のあったことを感じた。戦線では当分シャワーはだめだと思つて、悪臭防止に香水の小瓶を買って来たが、後日その香水をかぐと、その場面を思い出して使いものにならなかった。

報道関係から死傷者

アロールスターに入る。二、三日休養だ。住民は半分くらい逃げているが、水も出るので汗を流す。ペナン、タイピンと部隊主力は前進。中央の首都クアラルンプールを側面からも攻めるため、タイピンから一支隊が海上を迂回して西海岸に出る。折井（『朝日』）、安田（『毎日』）、小路（同盟）のカメラ三人だけが付くことになった。鉄舟に乗り、夜のマラッカ海峡を東に向かう。船に乗ったら船任せで不安も少々あった。

東の空が少し明るくなって鉄舟団が見えるようになった。忘れていたが、その日は昭和十七年の元旦だったようだ。用意してあったのか、少しずつ日本酒が分けられた。すっかり夜が明けて、東の空から双発の敵機が現れた。攻撃もなく去ったので、偵察だけらしい。後が不安だ。予定を変更して鉄舟部隊は左に見えて来た川に向かう。ムアール川というらしい。数キロ上流に入った。ムアールという町に上陸して一泊する。住民は逃げて空き家になっていた。

明くる日、宣伝班の少尉に連れられ犬柿大隊を追った。夕方、部隊に到着。案内された空き家の土間に三人並んで横になった。夜になって砲撃が始まった。こちらは砲がない。撃たれつ放しで反撃できない。周囲くまなく破裂音がして、逃げようもない。これが戦争というものか。運を天に任せてじつと我慢するしかない。安田君が「怖いのだ」と言うが、こちらも同じだ。夜明けとともに砲声はやみ、ほっとしていると、宣伝班から迎えに来た。「無事でよかった」と。本部へ合流、クアラルンプールに入る。

住民も逃げないで歓迎、トラックが動けないほどだった。この中間地点からジョホール水道までは、国境越えほど強い抵抗がなく前進できて、重砲隊の到着を待つて今作戦の最大となる渡河作戦だ。

十七年二月八日、渡河作戦も成功。シンガポールの中央付近ブキティマで最後の猛反撃に遭う。

この砲撃で報道関係から死者が出た。鯉江(同盟)、岩崎(朝日)の二人の連絡員が死亡。柳(毎日)、知久(同盟)が負傷した。

山下・パ会談窓越しに撮る

十四日、英軍は手を挙げ、ブキティマのフォード工場で山下中将与バーシバル中将の降伏会談が行われた。同盟も記者、カメラの応援があつて、上海から来た武田君と二人で当たった。たそがれの会談を窓越しに撮影する。山下中將の「イエスカノーか、ノーなら今夜から砲撃する」の一声は窓の外まではっきり聞こえた。

二月十五日、ブキティマ高地の武装解除された英印軍の中を縫って、市街へ静かに下りて行く。永井皓記者の胸には鯉江連絡員の遺骨があつた。レディヒルの空き家に野戦支局を設営、やっと落ち着く。同盟が来て報道各社の原稿を東京へ運んだ。

一週間後、スマトラ北部攻略部隊に従軍する。津吉記者、小路カメラ、塩谷オペ、根来カメラ(日映)、連絡員四人の同盟と三社がメダンを目指す。「蘭軍はジャカルタで全面降伏」の同盟電を船上の塩谷オペから聞く。無血でメダン近くに上陸した。後は部隊に付いて占領下を回るだけだった。中央インド洋側のパダンから引き返し、北部先端のコタラジャ(アチエ)まで行きメダンに帰る。

戦場を歩く象の親子

コタラジャから帰る途中、野生の象の群れを見たら。ジャングルの空間を七頭の親子象が歩く風景

は別の世界かと思つて眺めた。

メダンで支局を設営、五月まで勤務してシンガポールへ。総局になった同盟、高崎(カメラ)着任、交換船「緑丸」を取材。

昭和十七年八月、ビルマ(現ミャンマー)へ。バモ博士がビルマ独立を宣言するので、記者二人と高崎さんの四人で応援に海路ラングーン支局へ。ラングーンは復興が遅れて戦後風景が生々しかった。ビルマ作戦従軍の大阪から来た野間君と会う。高崎さんと三人でビルマ独立式典を取材、終わって記者、高崎さんは帰ったが、私は残ってラングーン勤務になる。

数日後、宣伝班から「寺内南方軍総司令官がビルマを視察に来るので、同盟と日映からカメラを一人ずつ出して、軍の公式記録を撮影してほしい」と言ってきた。野間君と相談、私が行くことになり、日映の賢田(かた)カメラマンと指定された日時に飛行場へ。元師と参謀群は二機の輸送機に分かれて乗る。二個中隊の戦闘機に守られ、ビルマ全地区の駐屯部隊を回る。記念撮影が主だったが、中国国境の雲南省に入り、メコン川上流の最前線まで行き、説明を聞く元師を撮影した。

明けて十八年一月、忘れかけたころ『朝日』の野村記者から「同盟さん、いい写真が撮れたね」「何のことですか」との問いに、「寺内元師の写真が、大本営提供で元旦の一面に出ている」と新聞を見せてくれた。雲南前線の写真だった。誰も知らない仕事と思つていたが、気の安まる思いだった。

た。

支社になって近藤公一支社長、蜷山芳郎編集部長、藤原文雄、小松武雄記者が着任した。春になり、小松記者と雲南前線部隊取材に行く。騰越という町で一個連隊が駐屯していた。報道陣が珍らしいので大歓迎を受ける。小松記者と同盟が作った「報道偵進隊」を合唱、将校が感じ入って聞いていた。雪のある山上まで行つた一週間予定の出張だった。

十八年七月ごろ、バモー主席がお礼に日本へ行き、お土産に和服一式一家族分をもらつて帰ってきた。着付けが分からず困っていることを、バモー担当の藤原記者が聞いてきた。堀内電務部長が家業の関係で着付けができるので藤原記者が連絡すると、喜んで写真も一緒に頼むと言われた。日時が決まり、佐藤記者、堀内部長とバモー官邸へ行く。

着付けも終わり、着物と一緒にもらったのか、庭園にシカの置物が二つあった。それを入れて日本ムードを出して写す。写真を仕上げて、藤原記者に渡すと、私は「これはニュースだ。送らない手はない」と多少気にしながら本社にも送った。

数日後、宣伝班からこの件について抗議があつた。私は知らなかったが、バモー関係のニュースは宣伝班がタッチしていたらしい。近藤支社長は「個人的に頼まれたものだから」と言つたが、もめた後、始末書で終わった。私には一言のおとがめもなかった。

海外情報

CBS、CNNと提携か

経営効率化で相互にメリット

ネットワークニュースの老舗局で、エドワード・マローやウォルター・クロンカイトらの伝説的アンカーを輩出したコロンビア・ブロードキャスティング・システム(CBS)では、ニュースビジネスの経営効率を一層高めるため、タイム・ワーナー(TW)社傘下のケーブルニュース・ネットワーク(CNN)と提携し、取材活動や情報の共有化に踏み切る方針を固めるとした報道に注目が集まっている(『ニューヨーク・タイムズ(NYT)』オンライン、四月八日)。

四月八日の『ニューヨーク・タイムズ』によれば、CBSはCNN親会社のTWに対し、ニュース取材をCNNにアウトソーシングする件で交渉中であることをCBS経営首脳が語った。ここ十年、CNNはABCニュース、CBSニュースとさまざまな形で提携話が挙がったが、ここ数カ月の間にCBSサイドで具体的な検討が行われたと報じている。CBSニュースの取材陣容をスリム化し、アンカーのケティ・クリックら、ニュースの最前線に立つパーソナリティーへの高額契約料支払枠を確保する狙い。

これに関連して、CNNにはニュース提供料金

を支払う。もう一つの可能性として、ある地域のCBS支局、または特派員をCNNクルーとペアで組ませるという効率化案も挙がっている。

これらの指摘に対しCBSニュースのサンディ・ジェネリス広報担当は、「CBSはわが社のニュース取材体制に大変満足しているし、誇りに思っている。従って、他社との提携について交渉することなど一切ない」とコメント。一方のCNN広報も「推測的なビジネス交渉報道についてコメントすることはできない」としている。

CNNにとって三大ネットワーク局の一角をなすCBSと提携することは、特に追加の費用を掛けることなく新たな収入源を確保することにつながる。CBSもコストカットを実現でき、同時にCBSニュースの伝統的なれんを細々ながらも維持できるメリットがある。黄金時代には絶対的な強さを誇ったCBSニュースは、低迷を続けるニュース視聴率の回復・躍進を狙って初の女性ソロアンカーとなるクリックを年間千五百万ドル(十五億円^{ドル}百円計算)の契約料で、二〇〇六年九月、ライバルのNBCから引き抜いたが、新たな視聴者獲得への切り札になっていない。

CBS・CNNの交渉が現実味を持って受け止められているのは、CBSの朝番組とイブニングニュースの低迷が起因している。ニールセン・メディア・リサーチ社によれば、〇七年のCBSイブニングニュースの視聴者獲得は一日平均六百四十三万で、ABCの八百三十八万、NBCの八百

二十九万に大きく水をあけられている。また、CBSの朝番組も同様で、〇七年の平均獲得視聴者数が二百五十万で第三位、NBC「トゥデー」の五百三十八万と比べれば半分以下、ABC「グッド・モーニング・アメリカ」の四百七十七万と比べてもかなりの開きがある。

〇六年に三大ネットのイブニングニュースに投じられた広告はTNSメディア社によると、四億七千八百億ドル(四百七十八億円)。朝の時間帯へは十四億ドル(千四百億円)である。テレビニュースビジネスは既に縮小傾向にあるが、それでも収入のある程度を占めると期待されている。インターネットや移動体端末でのニュース情報取得がテレビニュース事業に痛手を与えており、ニュース視聴の細分化も加速している。三大ネットのニュース視聴は〇七年に全体平均で前年比5%減。中でもCBSだけは13%減となっており、その深刻さは群を抜いている。

交渉はCBSニュースのショーン・マクマヌス社長とCNNニュースグループのジム・ウォルトン社長の間で進行しているものとみられるが、組合対策、ニュース取材関連の権利処理、CBSが長年自社看板にしてきた硬派の報道番組「60ミニッツ」や朝番組の「アーリー・ショー」にCNNサイドがどの程度関与するのかなど、詰めねばならない問題は残っており、『NYT』報道が現実化するかにについては定かでない。

(金山 勉^{上智大学教授})

黒沢映画の著作権は保護期間内

マスメディア関連の裁判を見る (36)

(最高裁三小平成十九年(受)一一〇五号▽東京地裁同十八年(ワ)一五五二二号▽同十九年(ワ)第八一四二号)
▽同十九年(ワ)一一一五三五号▽同十九年(ワ)一六七七号「いずれも著作権侵害差止請求事件」

佐藤 英雄

「シェーン」「ローマの休日」など往年の米国名画の保護期間消滅が、平成十九年十二月十八日の最高裁第三小法廷(藤田宙靖裁判長)の判決で確定した。一方、この映画より前に公表されたチャップリンの作品、「殺人狂時代」「モダン・タイムス」など九点、黒沢明監督の「羅生門」「生きる」など十二点が東京地裁の四つの法廷で、ともに保護期間内と判断された。

「ローマの休日」は保護期間消滅確定

「シェーン」「ローマの休日」など、昭和二十八年(一九五三)年に公表された映画が平成十六年一月一日に施行された映画の著作権の保護期間二十年延長に該当するかどうかで争われた事件は、一審の東京地裁が「前日の平成十五年十二月三十一日をもって公表後五十年を経過し、保護期間が消滅した」と判示(同十八年九月一日付、『新聞通信調査会報』第533号に判決内容)した。

「二十八年公表映画の保護期間は、七十年間」

とする文化庁著作権課の「見解」に反する判断に、「シェーン」を制作した米国のパラマウント・ピクチャーズ・コーポレーションと日本で配給権を持つ東北新社が控訴、知財高裁による棄却の後、廉価版CDの販売差し止めと損害賠償を求め上告していた。

平成十六年一月一日に施行された著作権法一部改正法は、映画の著作物の保護期間を、原則として公表後七十年を経過するまでとした。この改正法付則二条は、この保護期間の延長措置について、「この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による」と定めている。

原審は本件映画が平成十五年十二月三十一日の終了をもって著作権の存続期間が満了しているから、この延長の適用を受けないとして、原告らの請求をいずれも棄却した。これに対し、上告人

(原審控訴人)は付則の「この法律の施行の際現に」という文言は当該法律の施行の直前の状態を指すものと解すべきであるのに、これを「この法律の施行の日において」と同義に理解し、延長を定めた条文の適用を否定した原審の判断には、解釈適用を誤った法令違反があると主張した。

最高裁の判決理由は、「この法律の施行の際」とは、「当該法律の施行日を指すものと解するほかはなく…施行の直前の時点を含むものと解することはできない」とした上、「これは、本件改正法の施行日において既に保護期間の満了している映画の著作物については、本件改正前の著作権法の保護期間が適用され、本件改正後の著作権法の保護期間は適用されないことを念のため明記したものと解すべきであり」、「本件映画を含め、昭和二十八年に団体の著作名義をもって公表された独创性を有する映画の著作物は、本件改正による保護期間の延長措置の対象となるものではなく、その著作権は平成十五年十二月三十一日の終了をもって存続期間が満了し消滅したというべきである」とした。(傍線も公表文通り)

チャップリンは9作品で訴える

昭和二十八年以前に公表された映画でも、著作者が個人であれば事情が違ふようだ。

イギリス生まれの喜劇俳優、チャールリー・チャップリンが生前、リヒテンシュタイン公国に設立した著作権管理法人の「ロイ・エクスポート・カ

ンパニー・エスタブリッシュメント」が、日本国内でチャップリンの廉価版DVD映画を販売した(有)アートステーション(東京都練馬区)と(株)コスモ・コーディネート(同中央区)の二社に対し、複製、頒布の禁止と在庫品やデジタルリアテーパーの廃棄を求めて提訴。東京地裁(清水節裁判長)は平成十九年八月二十九日、この請求を認め、両被告に千五十三万八千円の損害賠償支払い(請求額は九千四百七十七万円)を命じた。

原告が対象とした映画は、大正八(一九一九)年公開の「サニーサイド」▽同十二(一九二三)年公開の「巴里の女性」▽昭和十一(一九三六)年公開の「モダン・タイムス」▽同二十二(一九四七)年公開の「殺人狂時代」▽同二十七(一九五五)年公開の「ライムライト」など九作品。

原告はいずれの作品もチャップリンの著作権表示のほかに、著作権者名義と解される表示は一切ない。従って、旧著作権法上の団体著作物に該当する余地はない。チャップリンの著作物は旧法下で生存期間と死後三十八年間が保護期間だったが、法改正の際の付則で、今なお保護期間にある。また、「ライムライト」を除く各作品は、戦時加算特例法により、それぞれ所定の戦時加算日数も加えられると主張した。

被告は、九作品にはチャールズチャップリン・プロダクションズ、リージェント・カンパニー、チャールズチャップリンフィルム・コーポレーション、ザ・チャップリンスタジオ・インク、セレ

ブレイトッド・プロダクションなどの製作会社、団体名が表記されている。旧著作権法の団体名義の映画の保護期間は公表後三十三年間であり、既に満了していると反論した。

チャップリン映画は個人の著作物

裁判所の判断要旨は、(一)作品のクレジットは「Written and Produced by CHARLES CHAPLIN」や「Written and Directed by CHARLES CHAPLIN」など、いずれもチャップリン個人が著作者であることを表示、他にこれを覆すに足りる証拠はない。また、本件九作品には、著作権者として団体の表示はあるものの、著作者の名義としての団体表示は認められない。

(二)旧著作権法三条と五二条一項は著作権存続期間を著作者の生存期間と、その死後三十八年と定めている。映画の保護期間を公表後五十年と定めた四十五年改正著作権法は付則七条で、旧法による保護期間が長い場合は、その長い方の期間と定めており、昭和五十二(一九七七)年二月二十五日に死亡したチャップリンの著作物は、長い方の期間が適用され、死亡の翌年から起算して三十八年間、すなわち平成二十七(二〇一五)年十二月三十一日までとなる。

(三)映画の著作物は平成十五年改正法で、公表後七十年間に延長されたが、前記の適用を受けた著作物は、旧法による期間の満了する日までが存続期間で、公表後の期間である七十年間が適用

になるのは「殺人狂時代」と「ライムライト」の二作品だけ。前者は平成二十九(二〇一七)年、後者は同三十四(二〇二二)年まで保護される。戦時加算については原告から立証がなく採用できない——とした。

「姿三四郎」「野良犬」の著作権も健在

一方、黒沢明監督作品の原告は東宝(株)(東京都千代田区)と角川映画(株)(同)、松竹(株)(同中央区)の三社。東宝は昭和十八年公開の「姿三四郎」、同二十三年公開の「酔いどれ天使」、同二十四年の「野良犬」、同二十七年の「生きる」など八本の著作権者として、角川映画は旧大映(株)が昭和二十四年に製作した「静かなる決闘」と同二十五年製作の「羅生門」の二作品の譲渡を受けた著作権者として、松竹も同年公表の「醜聞—スキヤンダル」など二作品の著作権者として、三社がそれぞれ、黒沢映画の廉価版DVD商品を輸入販売した(株)コスモ・コーディネートを相手に、販売差し止めを求めた。

東宝と角川映画の二件の訴えは、共に東京地裁(市川正巳裁判長)が平成十九年九月十四日、松竹の訴えは同地裁(清水節裁判長)が同二十年一月二十八日、いずれも映画の著作権は消滅していないとして、原告勝訴の判決を言い渡した。

東宝はこの裁判で、「黒沢監督は、本件映画の製作に当たり撮影、演出、照明、キャスティング、俳優指導、音楽等、映画の創作行為全般にわ

たつて、主体的に関与し創作的活動を行った。仮に、黒沢監督以外に創作的に関与した者がいる場合は、これらの者も本件映画の著作者であり、本件映画は共同著作物となる。原告は八本の映画のうち七本の著作権を黒沢監督から譲り受けた。残りの一本『野良犬』は、新東宝が譲り受けたが、これも昭和三十七年に権利が東宝に移っている」と主張。

破産した旧大映から著作権の持ち分の譲り受けた大映労組、新大映経由で黒沢作品の権利譲渡を受けた角川映画も黒沢監督の著作者としての正当性を主張、松竹も同監督が著作家で、松竹に権利が移転しているとして争った。

被告は「映画はいずれも著作権の旧法時代に製作された団体名義のもので、その保護期間は、公表の翌年から起算して三十三年間。四十五年改正著作権法の適用で公表の翌年から起算して五十年間となるので、最も遅く公開された『生きる』であつても、著作権は、平成十四年十二月三十一日までである」とし、旧大映や松竹の作品も「社章とともに大映や松竹製作の表示があり、団体著作として公表された昭和二十五年の翌年から起算して平成十二年十二月末日で保護期間が消滅している」と反論した。

これに対し、裁判所は「黒沢監督の死亡は平成十年で、旧著作権法三条（生前公表著作物）、九条（期間の計算）、五二条一項（期間延長）によると、本件映画の著作権は、少なくとも著作者の

一人である黒沢監督の死亡した翌年である平成十一年から起算して三十八年間存続する。昭和四十五年施行法付則七条、平成十五年改正法付則三条で旧著作権法の規定が適用されるので、本件映画の著作権は、少なくとも平成四十八年十二月三十一日まで存続する」と判示した。裁判所のこの判決は、角川映画、松竹とも同趣旨だった。

監督らの個人著作を付則で救済

【後書き】 いずれの映画も、旧著作権法時代の作品である。著作物は人にしか創作できない。従つて、著作権を専有できるのは自然人が原則であるが、企業活動が旺盛になり、その結果として職務著作、団体著作の比重が高くなっている。

昭和四十五年の現行著作権法制定の際、「映画の著作者」は、「制作、監督、演出、撮影、美術等を担当して全体的形成に創作的に寄与した者」（二六条）と、あくまで自然人を著作者とした。

しかし、同時に「職務著作」（二六条）も明文化し、会社の指示で従業員が制作した映画は会社が著作権者となる。また、従業員でなくても、一六条に明記された著作者が、「映画製作者に対し製作参加を約束しているときは、その映画製作者に著作権が帰属する」（二九条）こととなった。旧法時代からあった慣行を法定化したものといわれていたが、この裁判を通して、そうした実態があったことが明らかだ。

この著作権の「法定帰属」によって、著作家で

ある監督や演出家などは、著作人格権の行使は可能だが、保護期間など経済的な権利の行使は映画会社になる。また、死後計算で保護期間が決まる個人と違い、映画の保護期間は公表後の計算になり、団体（著作）映画かどうか関係がない（法五四条三項）と改めた。

昭和四十五年、平成十五年の保護期間延長の際、付則七条、同三条を設けて、その救済を図ったのが前記五件の裁判の原因になった。付則七条は「この法律の施行の際現に」の文言解釈の誤りであることは、最高裁判決通りであるが、付則三条の「旧著作権法による著作権の存続期間の満了する日が新法五四条一項の規定による期間の満了する日後の日であるときは、同項の規定にかかわらず、旧著作権法による著作権の存続期間の満了する日までの間とする」を理解するまでには時間がかかる。（傍線は筆者）

普段は読まれることが少ない付則によって、昭和十八年に公開された「姿三四郎」の保護期間は公開から九十年を超えることになる。付則によって個人著作とされた映画は、監督を含めた共同著作物である。著作権の存続期間は「共同著作物は最終に死亡した著作者の死後で計算」（五一一条）する。仮定の話であるが、映画会社が黒沢監督より若く、死亡時期が遅い当時のスタッフ（共同著作者に限る）を捜し出せば、一世紀を超える保護期間が実現するかもしれない。保護期間七十年は一部崩壊している。

（朝日新聞社社友）

海外情報

中国の新聞、農村部への進出模索
都市部との格差は正に政府も動く

中国における都市と農村の格差は、日本のそれよりはるかに大きい。調和ある発展を掲げる胡锦涛・温家宝政権は、農村支援を強く打ち出している。新聞界でもそれに呼応して、編集面で農村問題に力を入れる社が出てきた。しかし、当の農村部での新聞閲読率は低迷している。情報格差は正のためにも、新聞が農村部に進出することは有意義だが、購買力も識字率も低い地域で、その可能性はあるか。模索が始まっている。

浙江省・寧波市の有力紙『寧波日報』は昨年来、余姚など同市郊外の農村地区を丹念に回って「辺境の村を行く」「記者駐村日記」「新農村建設見て歩き」などのコラムを長期連載。農村部の実態をルポし、問題点の抽出、発展への提言などを行ってきた（『新聞出版報』三月二十五日付）。

寧波市は揚子江河口に開けた港湾都市で、沿海部でも豊かな地域だが、市区郊外には発展から取り残された農村も広がる。同市政府は農村部の貧困、就職難などの解決に向け、近隣の商工企業の協力を得るため、農村から当該企業に森林資源や労働力を安定供給するといった、企業側にもメリットのある形で農村と企業をペアリングする「村

企結対」「新農村建設」政策を推進している。

『寧波日報』の報道はこうした政策をサポートするものだが、自ら豊かになることに忙しくて他者を顧みない余裕のない都市部読者に、格差の実態をきちんと伝えるという意味合いは、決して小さいまいだろう。

しかし、当の農村部では、自らの問題を代弁してくれるメディアそのものが極めて少ない。それどころか、新聞はここ二十年來、購買力の少ない農村部から次々と撤退してきた。安徽省安慶師範学院の程忠良講師によれば、一九九〇年代以來、全国で約半数の農民新聞が停刊、あるいはその他の形態の新聞へ転換した。

情報格差は経済格差を縮める上での大きくびきた。だからこそ、中央政府も昨年、国家予算で『人民日報』を購入し、西部十二省区の農村基層党支部に送ることを決めた（本誌三月号「二〇〇七年中国の新聞業界重大ニュース」参照）。

しかし、新聞が農村から撤退した背景には、農村部の購買力不足、配達難、識字率の低さといった構造的な問題がある。政府が呼び掛けたからといって、文革時代ならいざしらず、拡大する都市経済と、それにつれて放って置いても入ってくる広告収入の恩恵を享受する新聞社がそう簡単に「下放」するはずはない。

それでも最近では、現実的な解決策を探る動きが出てきた。

前述の程忠良氏は『中国報業』三月号誌上、

「農村市場^{あがな}の道は広告・販売の外にあり」と題する論考で、幾つか方策を提言している。

例えば、農業、種、化学肥料、ビニールシート、飼料といった農村が必要とする物品の流通網と、新聞社の情報網・配送網を結び付ける。こうした物品を提供する複数企業と新聞社が提携して、新たな流通網をつくり、関連技術や商品の情報を紙面で紹介してはどうか。実際に、『農家参謀』という雑誌社が二〇〇五年、河南省・鄭州で、「農家参謀」ブランドをこうした商品を生産する企業連合に供与して成功した。

農業関連の企業は広告の継続出稿が期待できないような中小零細業者も多い。だから、市場規模が大きくなるまでは広告料金を取ることはあきらめて、まずは全国から有志の企業を募って農民向け情報提供のプラットフォームをつくり、ともに農村市場を開拓する。企業が成功したらリベートをもらう、という方法はどうか。これも雑誌だが、江西科技出版社の『農村百事通』という成功例がある。NIE（教育に新聞を）プログラムを新聞社が率先して実行してはどうか。NIE用の割引料金制度をつくれば、農村の識字率向上に有効だし、新聞社の社会的責任を果たすことになる。

こうした提案は、最近ようやく聞かれるようになったもので、まだ、模索の段階にある。しかし、十分注目に値しよう。

（木原 正博「日本新聞協会審査室長」）

メディア談話室

取材源保護と新聞の役割

藤 田 博 司

自宅に放火して母子三人を死亡させた少年の供述調書を講談社が単行本にまとめて出版したことをめぐり、「秘密漏示罪」に問われた少年の精神鑑定医の初公判が四月十四日、奈良地裁で開かれた。それに先立って同月十日には、講談社が委嘱した第三者委員会の調査漏出に関する調査報告が公表された。

報告は取材源の保護や少年とその家族のプライバシー保護、公権力の介入に対する認識の欠如など、出版社側の責任を厳しく指摘している。これを伝えた新聞各紙の報道も、講談社批判の一色だった。が、この問題には、公権力が自由な情報の流通を脅かしかねない事態をもたらしている側面のあることを見落としてはならない。

著者、出版社に批判

問題の本、『僕はパパを殺すことに決めた』（草薙厚子著）は、ほとんどの部分が少年と少年の父親ら関係者の供述調書を基に書かれている。しかも、相当部分はそれぞれの調書をそのまま引き写している。これだけ克明に引用すれば、著者が調

書のコピーを入手していることは容易に疑われるし、当局側が調書の漏れた経路を調べることはそれほど難しくはない。

著者にはそれなりの言い分もあるようだが、こうした形で本にすれば、取材源が特定される危険があることは十分に予測できたことだろう。著者も、そしてむしろ出版社も、取材源の保護に払わなければならない注意をあまりにも軽視し過ぎたと批判されて当然と言える。

調査報告によると、著者と講談社（の編集者ら）は、情報を提供してくれた鑑定医との間で、調書のコピーは取らない、直接引用はしない、原稿を事前に鑑定医に見せる——などの約束をしていたという。しかし、約束は守られなかった。しかも、情報源を秘匿するための表現上の工夫や配慮もなかった。「取材源を絶対に守り抜くという強い意志に欠け、公権力の介入を招く脇の甘さがあった」と指摘されている。

報告はまた、少年とその家族のプライバシーに対する配慮を欠いたことも指摘している。調書には少年と父親、その家族との関係などが生々しく

記されている。それらをそのままの形で公表しなければならぬ理由があるとは思えない。報告は、著者・編集者の側に「少年や親族の立場に立った検討や配慮に欠ける」ところが多く、出版倫理上問題がある」と述べている。

そうした問題のある内容の本の制作を進める過程で、これをチェックする社内体制がなかったことも批判されている。

介入した公権力

講談社は第三者委員会の報告を受けて「見解」を発表し、釈明と反省の弁を述べている。しかし、調査報告の指摘は講談社の遅ればせの釈明や反省を受け付けないほどの厳しい内容になっている。日本有数の出版社である講談社で編集上のチェック体制の不備が指摘されたことは、日本の出版界で同様の問題が将来も起きる可能性が多分にあることを示していると言えるだろう。

しかし、十四日に初公判が開かれた裁判は、今回の本の著者・編集者やその出版社にかかわる以上の大きな問題をはらんでいる。情報を提供した鑑定医が逮捕、起訴され、「秘密漏示」の疑いで裁判に掛けられるという異例の事態になっていることである。

公権力は出版・報道の自由への介入を疑われるような行動は極力、避けねばならない。しかし、奈良地検は今回、出版目的の取材に応じた取材源を秘密漏示罪（刑法一三四条一項）違反容疑で逮

捕、起訴した。「史上最初の事例」(調査報告)という。地検の狙いがどこにあったか、推測する以外にないが、こうした公権力の行使の効果を考えれば、おのずと目星は付けられる。

鑑定医と同じような行動を取ろうとする者に対して絶大な威嚇、警告の効果があることは間違いない。メディアの取材を受けることをためらうものが出てくる、内部告発がしにくくなる。取材、報道する側も思い切った情報の公開、伝達を控えるようになるかもしれない。情報の流通を統制したい側にとっては、都合のいい状況が生まれつつある、と言えるだろう。

著者や出版社の無責任や認識不足を批判するだけでは済まない事態が静かに広がつつあることに、目を凝らす必要があるのではないか。

のほんとした新聞

第三者委員会の調査報告公表を受けて、主立った新聞は十一日の社説で取り上げ、この問題を論じていた。『朝日』『毎日』『読売』と『産経』(十三日)の各紙はいずれも、メディア、ジャーナリスト側の取材源秘匿の重要性を説き、今回の問題での著者と講談社の対応を厳しく批判した。珍しく四社足並みそろった論調だが、報道機関としての立場からすれば、当然のことだった。

しかし、中身を少し注意深く読むと、それぞれに違いのあることも分かる。『朝日』と『毎日』は調査報告の指摘通り、「著者と講談社側の落ち

度や取材源秘匿に対する認識の甘さ」を批判した後で、情報源を逮捕、起訴した検察の姿勢にも疑問を投げ掛けている。「事件を契機に、内部告発や情報提供がしにくい雰囲気」が社会に広がることは防がねばならない」(『毎日』)と警告する。

しかし、『読売』と『産経』は著者と出版社に対する批判に終始して、検察の姿勢やその逮捕、起訴がもたらす出版、報道への影響などについては一言も触れていない。公権力による介入など、全く気にしてもしない様子なのである。『朝日』『毎日』にしても、「検察の姿勢」に懸念を示したのは社説の最後の一文節だけで、どれほど深刻な「疑問」を抱いているのか、しかとは感じ取れない。

ここ数年の言論や報道をめぐる状況を考えてみると、権力側による介入の動きは強まる一方である。新聞があまりのほんんと構えていられる時ではなさそうな気がするのだが、これは杞憂だろうか。

ビラ配りに有罪判決

各紙の社説が講談社をたたいた翌日十二日の『東京新聞』の社説は「反戦ビラ有罪、自由を萎縮させるな」と題して、東京・立川の防衛庁宿舍に反戦ビラを投入した被告を有罪とする最高裁判決を批判していた。『朝日』社説も同日、最高裁の決定を批判した。しかし、『読売』は十三日の社説で、この判決を「妥当」と評価、ビラ配りに

「一つのルールが示された」と歓迎していた。

同じようなビラ配りで「住居侵入罪」に問われ、一審無罪、二審有罪になっている東京・葛飾の事例もある。どちらの場合も被告は逮捕され、長期間拘留され起訴されている。商業目的のビラ、チラシ配りなら問題にされないのに、「反戦」ビラや「共産党」の印刷物などであったためにこうした扱いを受けるのは、明らかに権力側の政治的な意図が働いているとは思えない。

特定の政治信条を持った人たちを狙い撃ちにしたような公権力の行使は、やがて対象をより広い市民に向けたいとも限らない。こうした動きが、鑑定医を逮捕、起訴した奈良地検の考え方とどこかでつながっているとみても、大きな間違いではあるまい。

映画「靖国」をめぐるのは自民党政治家が検閲まがいの試写会を求めたのをきっかけに、上映を予定していた映画館での上映中止が伝えられた。自分たちの気に入らない言論や活動を排除しようとする空気が社会に強まってきている。

新聞はそうした動きに対して防波堤にならねばならない。民主主義を大切にする新聞であれば、そうした動きを敏感に察知し、警鐘を鳴らすべきだろう。今出版や報道の現場が自分たちの使命を十分に心得て適切に行動しているか、期待された役割をきちんと果たしているか、ちょっと、いや、非常に気に掛かる。

(共同通信社友)

プレスウォッチング

危険な「時代の空気」

劣化する政治、表現の自由を侵害

ベルリンの壁崩壊（一九八九年）により「資本主義か社会主義か」の対決構図は消滅し、「民主主義・自由・人権」が人類の目指すべき価値観とされてきた。だが、理想と現実は大違いで、内外ともに権謀術数が渦巻く政治状況が嘆かわしい。福田康夫内閣発足から半年、右往左往するばかりで何も決められない「永田町・霞が関の人材劣化と無責任」は目を覆うばかり。特に「道路特定財源・暫定税率」をめぐる政治的駆け引きは常軌を逸しており、「一寸先は真つ暗闇」の様相だ。

福田政権の失政については何回も指摘してきたが、①イージス艦衝突事故と防衛利権スキャンダル②「新テロ特措法」の強行可決③在日米軍思いやり予算と地位協定改定問題④道路特定財源の一般財源化⑤「年金記録」三月までに解決の公約違反――等々、福田政権半年の混乱続発に国民は失望感を深め、四月のマスコミ各社の世論調査では「内閣支持率」が20%台の「危険水域」にまで下落してしまった。

英国の『エコノミスト』（2・23～29号）は、

「なぜ日本は失敗し続けるのか」と題して『日本売り』の元凶は政治の貧困だ」と指摘する特集記事を掲載したが、表紙のキャッチフレーズに「JAPAN」と「PAIN」（痛み）を掛け合わせ、「JAPAN」なる造語を掲げて皮肉っているという。まさに言い得て妙。そこで本稿では、活力を失った「時代の空気」の恐ろしさにつき、具体例を幾つか拾って考察してみたい。

民主的論議を無視し、強行採決

ふと目に留まった井上ひさし氏の言葉――「私たちはみんな雰囲気で、空気で生きている人間です。何か声がかかると一斉にそっちへ行くわけです。あの戦争を起こしたのは誰だっていうと、『空気』なんです。『バスに乗り遅れるな』とか、『行け行けどんどん』みたいな。だから戦争に敗れて、『平和、これから民主主義だ』っていうと、今度は民主主義が『空気』になってしまいい、『あの時は、そういう空気だったからしょうがない』となるわけ。これは日本だけじゃなくて、特に今のアメリカがそう。誰も彼もテロリストにして、そうするとテロリストという言葉だけですべてが動いていく……」（07・11、現代俳句協会創立60周年記念対談）との指摘を、危険な時代への警鐘と受け止めたい。

四月九日に行われた今年二回目の福田vs小沢の党首討論。前回より評価する向きもあるようだが、率直に言って「合格点」を付けられない。「『きのう、きょうとおかゆばかり食べていた』と

片方が漏らせば、片方は『かわいそうなくらい苦労している』と恨み言。結ばれなかったカップルが久々に顔を合わせ、愚痴を言い合った感もあった党首討論」との指摘（『毎日』4・10夕刊『近事片々』）通りで、独り善がりの主張を述べ合っただけの印象だ。

多数の力で少数意見を圧殺せず、国民のための政治を構築に専念することが民主政治の大原則。小泉純一郎、安倍晋三政権以降の強引な政治運営が現在の政治的劣化、社会不安をもたらした元凶なのに、福田政権の旧態依然たる政治手法ではこの難局を打開できそうにない。衆参ねじれ国会への認識（民意尊重）が欠如しているため混乱は増幅、国民不在の政治がまかり通っているからだ。

二院制下での「ねじれ現象」は、西欧諸国を見ても珍しくなく、民主主義が成熟していれば真剣な論議によって「最大多数の政策合意」を得られるはずだ。ところが、「参院野党」に転落した自民党政権に、議会政治への対応能力がないため、国会は目を覆いたくなる惨状になってしまった。

イラク特措法（時限立法）延長が参院で否決された結果、昨年十二月以降インド洋上給油は中断したが、対米追従の福田政権は「新特措法」を急ぎよ提出、臨時国会の会期を二回も延長、しかも憲法五九条の「六十日ルール」（衆院の優越）を使って強行成立させ給油を二月中旬から再開した暴挙が記憶に新しい。「国際協力のため」と弁明するが、こんな乱暴な手段は議会政治を踏みにじ

る邪道だ。四月一日からガソリン税暫定税率廃止を余儀なくされたが、政府与党は「税制関連法案」を再議決してガソリン税復活をもくろんで大騒ぎしている。これが国民不在の政治の現実だ。

先に逮捕された守屋武昌前防衛次官の防衛利権疑惑はイージス艦衝突騒動の陰に隠され、行き詰まった年金記録問題に追い討ちを掛けるように「後期高齢者医療制度」のトラブルが発生するなど、難題続出にあえぐ姿を見て「もはや福田政権は『末期症状』」とのマスコミ論評が多くなってきた現実、多くの国民は不安を募らせている。

映画「靖国」と右派勢力の妨害

このような政治的混乱が、社会全体を無気力にさせ、暗いムードが色濃くなってきた。残酷な事件の多発はもとより、富裕層と貧困層の二極分解がますます進む一方、「言論の自由」を侵害する事件が最近際立ってきた。将来展望のない「時代の空気」が社会全体を暗くしているのだ。

ドキュメンタリー映画「靖国」上映中止騒動は、『時代の空気』をにじませた事件。中国人の李纓監督が、靖国神社での人間模様を十年間にわたって撮影、一般公開寸前になって上映中止の映画館が続出する騒ぎが起きた。「靖国神社の空気をできるだけ静かに、先入観なく感じ取ってもらえるよう、あえてナレーションは付けなかった」と李監督が説明する通り、政治的意図を持つ作品でなかったのに、『靖国』に過敏な一部右派勢力が妨害を仕組んだと推測される。

『週刊新潮』(07・12・20号)が「反日映画(靖国)は『日本の助成金』七五〇万円で作られた」というセンセーショナルな記事を掲載したことが引き金のような。文化庁所管の独立行政法人「日本芸術文化振興会」から助成金が出ているのは事実だが、同会の趣旨に基づいたもので横やりを入れるのは筋違い。ところが一部右翼団体が映画配給会社をターゲットに街宣活動やインターネット、電話で脅しを掛けた。それ以上に問題なのは、自民党若手議員連「伝統と創造の会」の稲田朋美会長(衆院議員)らの強権的行動だ。文化庁の不適切な、助成を追及したばかりでなく、配給会社に圧力を掛けて特別緊急試写会(3・12夜)を開かせ、国会議員約四十人が、検閲に及んだ。試写会の後、稲田議員の会とは別の自民党議員連「平和を願い真の国益を考え靖国参拝を支持する若手国会議員の会」(平和靖国議員連)が合同で会合を開いて映画「靖国」を厳しく批判した経緯を知ってがくぜんとさせられた。先の「従軍慰安婦・国際民法法廷」放映をめぐる、自民党議員連がNHKに「圧力」を掛けて一部映像をカットして放映させたケースと同様の政治介入と断ぜざるを得ない。日本新聞協会が四月三日表明した「表現・言論の自由を擁護する立場から看過できない。表現活動が委縮する社会にしてはならない」との警告談話に続いて民放連も同様コメントを発表、全国の大部分の新聞が「表現の自由を危惧する」論調を掲げている。今後、一般向け上映は一

部映画館で実施されるだろうが、靖国神社側が配給会社の一部映像の削除を求めている策謀も伝えられており、十分な監視・対応が必要である。

反戦ビラ配布に厳しい最高裁判決

もう一つ、「表現の自由」が争点になったビラ配布をめぐる訴訟が醸し出す『時代の空気』が気になる。自衛隊イラク派遣反対のビラを自衛隊官舎(東京都立川市)に立ち入って配ったとして市民団体の三人が逮捕された事件。一審無罪、二審有罪判決の後、最高裁第二小法廷は四月十一日上告棄却の判決を言い渡した。ビラ配りを住居侵入罪に引っかけ逮捕、七十五日間も拘留するほどの重大犯罪とは思えないが、「住民の私生活の平穏を侵害した」と断罪、罰金二十万～十萬円の判決が確定してしまった。

「今回の最高裁判決で、ビラ配りなどはますますやりにくくなり、様々な考えを伝える手だてが狭まっていくのではないか。これでは社会が縮こまってしまふ。そうでなくとも、このところ言論や表現の自由をめぐる、息苦しさを覚えるようなことが相次いでいる。……だれもが自由に語り、自分の意見を自由に伝えることができこそ、民主的な社会といえる」(『朝日』4・12社説)。

政治の劣化が社会不安を呼び、ひいては平和と自由を侵害する『監視社会』を招きかねない。「時代の空気」に流されぬよう、健全な国造りを願うばかりだ。

(池田龍夫「ジャーナリスト」)

放送時評

深夜放送自粛で論議

政治の押し付けに反発も

地球温暖化の問題はこのところ世界的に関心を集め、各国政府が地球規模で協力して対応すべき政治的イシューとして、注目が集まっている。

特に昨年は、クリントン政権で副大統領を務めたアル・ゴア氏が長年、環境問題に取り組んできたことが評価され、ノーベル平和賞を受賞したことで、より一層この問題への注目が高まった。

このような環境問題への関心の高まりはもちろんのこと、一九九七年に地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の削減率を定めた京都議定書が決議された経緯もあり、日本政府は七月に開催される洞爺湖サミットで、議長国として環境問題を重要テーマの一つとして位置付けることで、そのプレッスを示したいとしている。

そのような洞爺湖サミットへ向けた思惑などもあって、三月四日の自民党総務会において、この環境対策の一環として、深夜零時以降のテレビ放送の自粛案が浮上したという。口火を切ったのは森山真弓元法相で、「オイルショック時のように、テレビを自粛するぐらいのことはやるべきだ」と

問題提起したのを受け、加藤紘一元幹事長も「京都議定書を国民に理解してもらうためにも検討すべきだ」と同調する意見を表明。また、「深夜までテレビを放送する必要性があるのか」といった意見も出されたとされる。

これらの発言に対して、谷垣禎一政調会長が「法律で縛ることはできないので、マスコミの協力も必要だ。国民運動のような形で対応できるのかを勉強してみたい」と引き取ったとされる。

この自民党で行われた論議をきっかけに、深夜放送の自粛案が静かな論議となっている。

深夜放送を自粛することは、果たして地球温暖化の抑制にどの程度の効果があるのだろうか。

問題提起をした森山氏はこの問題を取材したマスコミに対し、「深夜放送の自粛は地球温暖化防止になるし、テレビがそうした動きすると、毎日の生活に直接関係があることだけに、国民の温暖化防止への意識も高まることになるでしょう」

「今のうちにテレビ局みんなが二十四時間放送する必要はないのでは。深夜にいい番組もあれば、やってもやらなくてもいいような番組もあるでしょう。真夜中にけたたましく笑うような番組もありますよね」「放送休止を強制しようというものでもありません。中身が悪いから自粛するというわけでもありません」「テレビ局がそうした一歩を踏み出すことは、地球温暖化を防ぐために、大きな効果があると思うのです」(『北海道新聞』08年4月6日付朝刊)などと応えている。

他方、深夜放送の自粛に対しては、「放送がないと寂しい」「公権力の介入を招きかねない」といった懸念の声も多い。

73年の放送自粛と現在

森山氏が先行事例に掲げたいいわゆる第一次オイルショックでは、一九七三年十月に勃発した第四次中東戦争をきっかけに原油価格が高騰。トイレットペーパーの買い占め騒動など、原油と直接関係のないもので値上がり、買い占めが横行するなどして、「狂乱物価」という造語ができるまでの社会情勢に至った。このような中、各テレビ局は深夜放送を自粛。特にNHKは総合、教育の両チャンネルともに午後十一時以降の放送と、平日の午後三〜四時台の一部の放送を休止した。

このことがどれだけ国民の生活行動に影響を与え、また、それが消費行動に抑制に効果があったのか、明確なデータを探し出すことは難しい。ただし、当時のメディア状況の中で各局がほぼ一斉に深夜放送を休止したことは、それなりの社会的に注目されるパフォーマンス効果があったことは間違いないだろう。

オイルショックは、日本の高度経済成長期の終えんを象徴した出来事であったとされる。このオイルショックを契機に、日本経済は「低成長時代」に移行するわけだが、それは大量生産大量消費型の経済モデルへの決別をも意味した。当時、「モータリゼーションからビュートイフルへ」という言葉が示したように、人々の消費行動・生活行動は、明

らかに多様化・個性化を求めるようになっていく。その傾向は現在も続いていると言えるだろう。このような生活スタイルの変化はテレビ放送へも影響を与えたとされる。人々の多様な嗜好、視聴欲求に応じて、テレビ局はその提供する放送番組の内容を多様化していかななくてはならなくなっていく。このような視聴者の多様な欲求に応える番組群は放送局内部の制作体制だけでは用意することができず、それぞれの得意な番組ジャンルを持つ番組制作会社を活用した番組制作が一般化していく。もちろん、このような制作体制の変化はENG（エレクトロ・ニュース・ギャザリング）の導入により、制作システムのダウンサイジング化・効率化が進むなど、電気通信技術・放送技術の発達によって可能になったことも要因として挙げられよう。

この人々の多様化・個性化を求める欲求と電気通信技術・放送技術の発展は、その後の日本のメディア環境を大きく変化させていくことになる。一九八九年には、NHKがBS放送の本放送を開始。NHK-BS放送はその試験放送段階であった八七年から、日本最初の二十四時間放送を実施。これに続き、地上テレビ放送各局も二十四時間体制に移行していく。九〇年代に入って、多チャンネル型のケーブルテレビが成長する一方で、CS放送も登場。九〇年代の後半以降、これらの放送サービスが次々とデジタル化を進めていくことになる。これにより、多チャンネル化はより一

層拍車^{（一）}が掛かることになる。BS、CS放送は、衛星の位置から生ずる「食」による放送の停止はあるものの、ビジネス的に成立し得るのであれば、その多くが二十四時間放送を実施するようになる。

これらの多チャンネル化の過程では、経済のグローバル化の進行と相まって、CNNやBBCといった海外に本拠地を置き、国際的な事業展開をしているメディア資本のチャンネルも、日本でサービスを開始することになる。もちろん、これらのチャンネルが日本で十分にビジネスが成立をするようになったのは、それだけ国際的な情報のニーズが日本国内に存在するようになったからであることは言うまでもない。

政治的な二オイへの懷疑

四月三日、NHKは地球温暖化防止のための省エネ対策として、教育テレビとラジオ第二放送の深夜帯の放送休止時間を拡大することを検討すると発表した。NHKの調べによると、東京・渋谷のNHK放送センターが出す温室効果ガスの排出量は、工場などを除いた都内の事業所の中では上位にあり、特に放送機材を冷やす空調機器の電力が多くを占めているのだという。この日に行われた会長会見で、福地茂雄NHK会長は「私の持論としては、深夜の教育テレビはもっとやめてもいい」と発言している。

この対応は、明らかに自民党から発せられた深夜放送の自粛案を意識したものであろう。

先に述べたように、深夜放送の自粛が実施された七三年のオイルショック時とは、私たちの生活環境もメディア環境も明らかに異なっている。その生活行動は今も個性化、多様化が進んでいることは繰り返すまでもない。それは言い換えれば、それぞれの生活スタイルに合わせ、二十四時間が多様に活用されるようになってきたということだ。二十四時間営業のコンビニエンスストアが、都市部のみならず全国で十分ビジネスとして成り立っていることは、生活スタイルの変化を示す一例であらう。テレビ視聴に関しても、深夜、早朝帯の視聴者が増えてきていることは多くの調査が指摘している通りである。

今回、検討を始めるというNHKの深夜放送自粛は、公共放送たるNHKが地球温暖化に対する姿勢を示すというパフォーマンスとしては理解できなくもないが、それが森山氏の言うような国民生活の変化の呼び水となることは考えにくい。逆に今回の提案が、自民党という政権与党から浮上したところに、うさんくささを感じている人は多いのではなかろうか。

開催が間近に迫った洞爺湖サミットをにらんだ政治的な提案であることは間違いないが、それもあることながら、個々人の生活スタイルに政治が関与し、特定の政治家層が考える「あり得べき生活の姿」を、国民に押し付けたがろうとする二オイを感じずにはいられないのである。

（音 好宏）上智大学教授

◎理事会・評議員会

(財)新聞通信調査会と(財)同盟育成会とは三月二十六日、会議室で評議員会、理事会を開き、平成二十年度事業計画・収支予算、法人法改正に伴う公益法人への認可申請方針などを原案通り承認、可決した。また、理事一人を選任した。

両財団は新しい定款、就業規則・会計規則などを制定した後、来年春にも新公益法人の認可を申請したいとしている。

【理事】 井口智彦(新任)＝四月一日付

◎同盟クラブ理事会

同盟クラブは三月二十六日、会議室で理事会を開き、平成二十年度事業計画・収支予算を原案通り可決した。同盟クラブ入会希望者七人の入会を承認した。

◎岩永、古野両氏の墓参り

新聞通信調査会の前田耕一理事長と同盟育成会の山内豊彦理事長は四月二十三日、東京・多磨霊園の岩永裕吉、古野伊之助両同盟通信社社長を墓参し、遺徳をしのいだ。鈴木元新聞通信調査会事務局長、井口智彦同盟育成会事務局長も同伴した。両財団は古野社長の命日の前に毎年、墓参を行っている。

【悲報】

飯村 弘氏 (いいむら・ひろし) 元時事通信社カイロ特派員、元同盟通信社マニラ支局) 3月28日死去、90歳。自宅は東京都北区志茂4の39の5の414サンゼン・I。喪主は妻サクさん。

寄贈の書籍・資料 (32)

磯山 恒信氏から
・「珊瑚海海戦 海軍報道班員現地報告3」(大本営海軍報道部、文芸春秋社、昭和17年12月)
・「古野伊之助」(古野伊之助伝記編集委員会、(財)新聞通信調査会、昭和45年4月)
・「電通通信史」(電通通信史刊行会、電通印刷所、昭和51年9月)
・「統語理語源」(再見日本風物志)(寺西五郎、根元書房、1981年9月)

◎書籍(資料)購入のお知らせ

(財)新聞通信調査会の新規購入書籍(資料)は『号外』シリーズ完結版全12巻(羽島知之東洋文化新聞研究所代表監修・編集、税込一括24万6000円、5250部)。「号外」は、羽島氏が収集した明治から平成(1968～95年)までの中から4500点を選んだ。

『号外』明治史編は全3巻、1488部。主なものは大日本帝国憲法発布、日英同盟の発表、日本海海戦大勝利、天皇陛下崩御など約1500点。大正史編は全1巻、580部。大正と改元す、関東大震災、大逆事件など約600点。

昭和史編は1926～35年と45年までに分かれる。前半は全3巻、1146部。昭和と改元、五・一五事件、国際連盟脱退、満州事変など約900点。後半は全2巻、752部。二・二六事件、阿部定事件、真珠湾攻撃、英米に対し宣戦布告、広島・長崎に新型爆弾など約500点。

戦後史は全3巻、1284部。玉音放送予告、東京裁判、東京オリンピック、ロッキード事件、

地下鉄で劇物テロなど1000点。

◎講演会

(財)新聞通信調査会と同盟クラブは四月二十四日、東京都港区虎ノ門の同クラブで講演会を開いた。講師は共同通信社編集局次長の萩田則夫氏。演題は「北京オリンピックを展望する」だった。

目次(五月号)

サミットで問われる日本の指導力……中村 恒夫……1	広がる英TV界のオンデマンド市場……小林 恭子……6
通信社の先輩が語る「私の体験記」⑭……小路 春美……10	マスメディア関連の裁判を見る(36)……佐藤 英雄……14
【メディア談話室】	
取材源保護と新聞の役割……藤田 博司……18	
【プレスウォッチング】	
劣化する政治、表現の自由を侵害……池田 龍夫……20	
【放送時評】	
深夜放送自粛で論議……音 好宏……22	
【海外情報】	
① 填、国名と同じ新聞の可否で裁判……広瀬 英彦……9	
② CBS、CNNと提携か……金山 勉……13	
③ 中国の新聞、農村部への進出模索……木原 正博……17	

定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料とも)
発行所 財団法人 新聞通信調査会
〒一〇〇〇一 東京都港区虎ノ門一五一一六
(晩翠ビル四階)
振替口座〇〇二二〇一四一七三四六七番
印刷所 株式会社 太平印刷社
©新聞通信調査会2008